

区発注業務を請け負う事業者の皆様へ

荒川区総務部経理課

荒川区が発注する業務や工事において、適正な履行や品質の確保を図るためには、事業者の皆様が労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境を確保する必要があります。ついては、以下の点に留意の上、適正な労働環境の整備についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 労働関係の法令遵守等について

以下の法制度等を遵守し、労働者に適正な労働条件が確保されるよう努めてください。

- (1) 労働基準法…労働条件の明示、法定労働時間の遵守、法定休日・年次有給休暇の付与など
- (2) 最低賃金法…東京都最低賃金（令和8年10月1日以降 時間額 1,280 円）の遵守など
- (3) 労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの各法令や指針
- (4) 労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金）の適正加入

2 区発注業務等に係る労働環境の確認について（工事・委託）

区では、発注業務等に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、労働関係法令の遵守状況等についての確認を行っています。

予定価格が 2,000 万円以上の工事契約や委託契約など、特に必要と認める契約を受注した事業者が「労働環境確認に関する報告書」を区に提出することで、労働関係法令を遵守した労働環境にあることを報告していただきます。

※ 発注業務等に係る労働環境の実態を把握するために、社会保険労務士により事業所等の調査を行うことがあります。

3 区発注契約における熱中症予防対策について（令和 7 年 6 月～）

改正労働安全衛生規則（省令）（令和 7 年 6 月 1 日施行）により労働者への熱中症予防対策が義務化されます。

荒川区発注契約の受注者の皆様におかれましても、今後の猛暑に備え、業務に従事する皆様の健康・安全の確保のため、下記資料等を参考に、熱中症予防対策への取り組み（[1]報告体制の整備、[2]実施手順の作成、[3]関係労働者への周知等）を徹底していただきますようお願い申し上げます。

【対象となる作業】

W B G T（暑さ指数）2.8以上または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業

【参考】

区発注契約における熱中症予防対策について（荒川区 HP）

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/jigyousha/nyusatsu/nettyuusyo.html>